

西宮市立船坂里山学校施設使用取扱要綱

(平成28年4月1日)

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市立船坂里山学校条例（平成27年西宮市条例第3号。以下「条例」という。）及び、西宮市立船坂里山学校条例施行規則（平成27年西宮市規則第 号。以下「規則」という。）に基づき、西宮市立船坂里山学校の利用について必要な事項を定める。

(使用申請)

第2条 使用許可の申請は、来館して行うものとする。

2 前項にかかわらず、申請者は、規則第4条第2項に規定する期間の初日から起算して5日目から、電話（FAXは除く）により申請することができる。

(受付基準)

第3条 前条の申請の受付は、休館日（毎週月曜日、12月29日から翌年1月3日まで）を除く午前9時から午後5時までに、先着順により受け付ける。

(市長が特に認める団体)

第4条 規則第4条第2項第1号の規定によるその他市長が特に認める団体とは別表のとおりとする。

(使用料の減免)

第5条 条例第8条第2項及び規則第6条における使用料の減免については、別表のとおりとする。

(使用回数)

第6条 ランチルーム、各室、運動場、体育館の利用は月18回（条例第5条、第8条関係別表の使用区分に基づく）以内とする。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

別表（第4条、第5条関係）

団 体 名	免 除	5 割 減 額
公用（国・県・市）	公用使用	
船坂小学校跡施設管理運営委員会	会議・主催（共 催）事業	
<p>市内の公益を目的とする団体</p> <p>単位自治会（自治会、町内会、福祉会）</p> <p>婦人会</p> <p>婦人共励会、地域婦人団体協議会、連合婦人会</p> <p>老人会、西宮市老人クラブ連合会</p> <p>子供会、子ども会協議会</p> <p>青年団</p> <p>消防団</p> <p>地域自主防災組織</p> <p>明るい選挙推進協議会</p> <p>いずみ会（保健所）</p> <p>ボーイスカウト</p> <p>ガールスカウト</p> <p>環境衛生協議会</p> <p>献血会連絡協議会、献血友の会</p> <p>原水爆禁止西宮協議会</p> <p>交通指導員、交通安全協会（うさちゃんクラブ）</p> <p>公民館活動推進員会</p> <p>コミュニティ協会</p> <p>社会福祉協議会</p> <p>消費者協会</p> <p>青少年愛護協議会</p> <p>青少年補導委員連絡協議会</p> <p>体育協会</p> <p>体育振興会、スポーツクラブ21</p> <p>人権・同和教育協議会</p> <p>農業会、水利組合</p> <p>保護司会</p> <p>防犯協会</p> <p>民生委員・児童委員会</p> <p>ユネスコ協会</p> <p>P T A（幼、小、中、高）</p>	その団体の設置 目的で使用する 場合	その団体の 設置目的外 で使用する 場合

団 体 名	免 除	5 割 減 額
市内の公益を目的とする団体 学校園・保育所父母の会 児童館・児童センター父母の会 エココミュニティ会議 現職市議会議員※、県議会議員及び国会議員※ NPO法人（西宮市市民交流センターの登録団体） 上記の団体による連合体・組織	その団体の設置 目的で使用する 場合	その団体の 設置目的外 で使用する 場合
その他市長が特に認めるもの	その都度、地域コミュニティ推進課から指示する	

※市政報告会及び政治報告会については対象外